

奈良市土木工事標準仕様書

平成27年4月

奈良市

目 次

第1節 一 般 事 項

1-1	(標準仕様書の適用範囲)	4
1-2	(監督員の権限等)	4
1-3	(設計図書の照査等)	4
1-4	(工事用地等の使用)	5
1-5	(受注者相互の協力)	5
1-6	(工事の一時中止)	5
1-7	(使用人等の管理)	6
1-8	(環境対策)	6
1-9	(特許権等の使用)	7
1-10	(保険の付保及び事故の補償)	7
1-11	(付近居住者との交渉)	7

第2節 着 手

2-1	(工事の着手等)	7
2-2	(施工計画書)	8

第3節 施 工 管 理

3-1	(現場代理人)	8
3-2	(主任技術者等)	9
3-3	(工事の下請負)	9
3-4	(施工体制台帳等の作成、提出等)	10
3-5	(コリンズ (CORINS) への登録)	10
3-6	(施工管理等)	11
3-7	(品質管理基準と規格値)	12
3-8	(工事写真)	15
3-9	(建設副産物対策)	16
3-10	(過積載の防止)	18

第4節 安全管理

4-1	(工事中の安全施設)	18
4-2	(事故報告書)	20
4-3	(交通安全管理)	20
4-4	(現場内の整理整頓)	20
4-5	(工事用看板等の設置)	20

第5節 検査

5-1	(工事完了検査)	20
5-2	(既済部分検査等)	21
5-3	(施工途中における検査)	21
5-4	(しゅん工)	21

第1節 一般事項

1-1 (標準仕様書の適用範囲)

(1) この土木工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、奈良市一般土木事業関係の工事（以下「工事」という。）についての一般的な事項を示すもので、全ての工事は、本仕様書に定める事項及び奈良県県土マネジメント部発行の土木請負工事必携・土木工事施工管理基準・土木工事共通仕様書（案）並びにコンクリート標準仕様書・舗装設計便覧・舗装設計施工指針・舗装施工便覧・舗装の構造に関する技術基準・同解説・土木工事施工管理基準等に従い施工しなければならない。

ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施工するものとする。

(2) 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

(3) 軽微な工事または工事の簡易な部分について特記仕様書で明記したほか監督員が承認した場合は、この仕様書によらないことができる。

1-2 (監督員の権限等)

(1) 契約書第9条（監督員）第1項の規定に基づき、監督員を配置し、同上第2項に基づき、監督員の権限を規定する。

(2) 監督員がその権限を行使するときは、原則として、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、監督員が受注者に対し、口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、書面により監督員と受注者との両者が指示内容等を確認するものとする。

(3) 1-2-(2)の書面については、奈良市工事監督事務取扱要領第3条による。

1-3 (設計図書の照査等)

(1) 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、市販されているものについては受注者が備えるものとする。

- (2) 受注者は、施工前及び施行途中において、契約書第18条（条件変更等）第1項第1号から同項第4号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
- (3) 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-4 （工事用地等の使用）

- (1) 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。なお、使用については、所管の官公庁の許可を受けた後使用すること。
- (2) 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。なお、使用については、私人の承諾を受けた後とし、それに伴う費用は、受注者の負担とすること。

1-5 （受注者相互の協力）

受注者は、契約書第2条（関連工事の調整）の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

1-6 （工事の一時中止）

- (1) 発注者は、契約書第20条（工事の中止）の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。

ア 埋蔵文化財の調査及び発掘の遅延又は新たな埋蔵文化財の発見により、工事の続行が不適當又は不可能になった場合。

イ 関連する他の工事の進ちよくが遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合。

ウ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合。

- エ 第三者、受注者、使用人等（下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）及び監督員の安全のため必要があると認める場合。
- (2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。
- (3) 受注者は、(1) 又は (2) の場合において、施工を一時中止する場合は、次の各号に掲げる内容を記載した中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。
- ア 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。
- イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにしたもの。
- ウ 中止した工事現場の管理責任は受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明記すること。

1-7 (使用人等の管理)

- (1) 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- (2) 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるよう配置し、管理・監督しなければならない。

1-8 (環境対策)

- (1) 受注者は、当該工事の施工に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。
- (3) 受注者は、騒音規制法、振動規制法等に基づき必要な届出を行い、規制に関

する基準値に違反しないよう適切な公害防止の措置を講ずるとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考にして、工事に伴う騒音振動の防止を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

1-9 (特許権等の使用)

工事の施工にあたり、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときには、その使用に関する一切の責任は、受注者が負うものとする。

1-10 (保険の付保及び事故の補償)

- (1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- (2) 受注者は、雇用者等の業務に関して負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- (3) 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の写しを工事請負契約締結後1ヶ月以内及び工事完成時に、発注者に提出しなければならない。

1-11 (付近居住者との交渉)

受注者は工事の施工にあたっては、あらかじめその工事の概要を付近の居住者に周知させ、その協力を求めなければならない。また、工事中、付近居住者と交渉を必要とするとき、又は交渉を受けたときは監督員に申し出て指示を受け、誠意をもって解決にあたり、随時監督員に経過等の報告をしなければならない。

第2節 着 手

2-1 (工事の着手等)

- (1) 受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、原則として契約確定の日の翌日以降速やかに工事に着手しなければならない。
- (2) 工事の着手にあたっては、工事着手届、工事工程表、現場代理人届、主任技

術者、監理技術者並びに施工計画書、使用材料等の承認願を提出するものとする。

2-2 (施工計画書)

(1) 受注者は、工事の施工に先立ち、次の事項について記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。

ただし、維持工事等簡易な工事については、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- ア 工事概要
- イ 実施工程表
- ウ 現場組織表
- エ 安全管理
- オ 指定機械
- カ 主要資材
- キ 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等）
- ク 施工管理計画
- ケ 緊急時の体制及び対応
- コ 交通管理
- サ 環境対策
- シ 現場作業環境の整備
- ス 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- セ その他（監督員が指示した事項等）

(2) 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、当該工事の施工前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

第3節 施 工 管 理

3-1 (現場代理人)

(1) 受注者は、建設業法第19条の2の規定に基づき設置する現場代理人を、請

負契約の的確な履行を確保するため、受注者の代理人として、工事現場の取締りを行い工事の施工に関する一切の事項を処理するものとして、工事現場に常駐させなければならない。

- (2) 工事の施工に関する一切の事項には、工事現場の保安、火災予防、風紀衛生等の事項が含まれるほか、契約上の権利・義務に関する事項も含まれるものである。ただし、契約上の権利・義務に関する事項について、重要な契約内容の変更、契約の解除等権限内の事項として処理することが適当でないものもある。

3-2 (主任技術者等)

- (1) 建設業法第26条の規定に基づき設置する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、適切な資格、技術力を有し、次の掲げる職務を履行する者を配置しなければならない。

- ア 施工計画書の作成
- イ 工程管理
- ウ 品質管理
- エ 安全管理
- オ その他の技術上の管理
- カ 工事の施工に従事する者の技術上の指導監督

3-3 (工事の下請負)

- (1) 受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条の規定に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。

- (2) 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ア 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- イ 下請負者が、当該下請負工事の施工能力を有すること。

ウ 下請負者が奈良市の工事関係競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中でないこと。

3-4 (施工体制台帳等の作成、提出等)

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づき、次の各号に従わなければならない。

ア 下請負者の名称、当該下受注者に係る建設工事の内容を記載した施工台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、内容の変更があった場合も同様とする。

イ 各下請負者の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、内容の変更があった場合も同様とする。

ウ 監督員等から、施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

3-5 (コリンズ (CORINS) への登録)

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス (コリンズ) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上 (単価契約の場合は契約総額) の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時

の提出を省略できる。

3-6 (施工管理等)

- (1) 受注者は、施工計画書に示される作業手順にしたがって施工し、施工管理を行わなければならない。
- (2) 受注者は毎日、使用材、就業従事者数及び工事出来高等を作業日報等、詳細に記入し、すみやかに報告しなければならない。
- (3) 必要に応じて受注者は、翌月の月別工事予定進捗状況表を毎月末日までに提出しなければならない。
- (4) 受注者は、生コンクリートの品質確保において、工場から現場までの運搬管理が極めて重要であることを認識するとともに、荷卸し以降の品質確保について責任を負うものとする。

ア 生コンクリート工場の選定に関することについて

生コンクリート工場の選定については、奈良県県土マネジメント部発行の「土木工事共通仕様書（案）」に基づき選定すること。

生コンクリート納入は、厳正な品質管理と安定供給ができるようにすること。

イ 生コンクリート運搬に関すること。

- ① 道路交通法等関係法令を遵守すること。
- ② 現場までの運搬ルートにおいて、大型車規制等の規制対象範囲がないか確認すること。
- ③ 生コンクリート納入時には、過積載が行われないよう主任技術者等責任者が必ず立会い、伝票等で過積載のないことを確認すること。

ウ 施工に関することについて

- ① 原則として、土曜日、日曜日、祝日の生コンクリート打設は行わない。やむを得ず打設する場合には、監督員と協議し、了解を得ること。
- ② 加水及び加水の疑いが生じるような行為を行わないよう下請負者及び生産者(生コンクリート工場)を指導すること。なお、生コンクリート運搬車の洗浄は、加水行為と疑われないように注意するとともに、生コンクリートの打設前は洗浄しないこと。
- ③ 生コン運搬車を現場内で洗浄しようとする場合、洗浄水が打設中のコンクリ

ートに混入しないよう配置計画するとともに、生コン運搬車の洗浄設備(洗浄水受け等)を設け、洗浄水は適切に処理すること。

生コン運搬車の水洗いは、運搬経路上など洗浄設備のない場所では行わないこと。

- ④ 降雨、除雪時の生コンクリート打設は原則行わないものとする。ただし、小雨であり、かつ十分な降雨対策を行い、生コンクリートを打設する場合には、監督員と協議すること。
- ⑤ 生コンクリートをポンプ打設する際には、現場状況に応じた適正なポンプ車(能力に余裕のある機種等)を使用すること。また、ポンプ打設に関わる適正資格(圧送施工技能士等)を有する業者が施工すること。

エ 遵守事項が守れなかった場合の措置

① 品質に関わる措置

生コンクリートの加水行為が判明した場合は、当該構造物の除去等の改善措置を講じること。なお、加水行為を行った生コンクリート工場は当該工事において使用しないものとする。

② 運搬に関わる措置

運搬に関わる遵守事項が守られなかった場合には、速やかに改善措置を講じること。

オ 改善措置の確認及び費用負担

- ① 改善措置計画等が確認されるまで、コンクリート打設工事は中断するものとする。
- ② 調査、試験、改善計画、工事中断にかかるすべての費用は、受注者の負担とする

カ 工事成績への適切な評価

違反行為が生じた場合、発注者は工事成績点に厳格かつ適切に反映する。

3-7 (品質管理基準と規格値)

- (1) 奈良県県土マネジメント部発行の土木工事施工管理基準・品質管理基準に基づき、品質管理のために必要な試験を実施しなければならない。

ア コンクリートの受入れ検査 (※土木工事施工管理基準 P2-12～P2-13 参照)

◎スランプ

・検査方法 JISA1101 の方法

・時期・回数・・・荷卸し時

1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³
毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。

・判定基準

スランプ5cm以上8cm未満 : ±1.5cm

スランプ8cm以上18cm未満 : ±2.5cm

◎圧縮強度の検査

・検査方法 JISA1108 の方法

・時期・回数・・・荷卸し時

1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³
毎に1回(1回につき原則として6個、 $\sigma 7$ —3個、 $\sigma 28$ —3個)

・判定基準

1回の試験結果は呼び強度の85%以上かつ3回の平均値は呼び強度
以上でなければならない。

◎レディーミクストコンクリートの単位水量測定試験

試験方法 レディーミクストコンクリート単位水量測定要領

(奈良県県土マネジメント部編)

試験対象工事 1日あたりコンクリートの使用料が100m³以上施工する

工事または、重要なコンクリート構造物を施工する工事

※「コンクリート構造物」とは、次のとおりとする。

①高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁

②内宮断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類

③橋梁上・下部工

④トンネル

⑤コンクリートダム

⑥高さ10m以上の砂防ダム

⑦高さ3m以上の堰・水門・樋門

⑧その他測定が必要と認められる重要構造物

※ただし、プレキャスト製品は除く。

イ 舗装工事における現場密度の測定について

工種	種別	土木工事施工管理基準
下層路盤	施工	P2-26～27
上層路盤	施工	P2-34～35
アスファルト安定処理路盤	舗設現場	P2-36～37
セメント安定処理路盤	施工	P2-38～39
アスファルト舗装	舗設現場	P2-54～55
路上再生路盤工	施工	P2-114～115
路上表層再生工	施工	P2-148～149
排水性舗装工	舗設現場	P2-160～161
プラント再生舗装工	舗設現場	P2-166～167

※土木工事施工管理基準 奈良県県土マネジメント部発行(平成26年4月)

- ① これらの工種で、施工現場における品質管理基準のうち現場密度の試験基準は次によるものとする。

○試験基準

舗設面積	個数	舗設面積	個数
100㎡未満	0個	1,000㎡以上 1,200㎡未満	8個
100㎡以上 200㎡未満	3個	1,200㎡以上 1,400㎡未満	9個
200㎡以上 400㎡未満	4個	1,400㎡以上 10,000㎡未満	10個
400㎡以上 600㎡未満	5個	10,000㎡以上 20,000㎡未満	20個
600㎡以上 800㎡未満	6個	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30個
800㎡以上 1,000㎡未満	7個	以下10,000㎡増す毎10個追加	

- ② 下層路盤、上層路盤、アスファルト安定処理路盤、セメント安定処理路盤、アスファルト舗装の工種で、施工現場における品質管理基準のうち現場密度の摘要項目は次によるものとする。

○摘要

- ・ 締固め度は、個々の測定値が規格値を満足するものである。

(試験個数が 10 個以上の場合)

締固め度は、測定値の下位から 10 個の平均値 X_{10} が規格値を満足しなければならない。

(試験個数が 3～5 個の場合)

締固め度は、測定値の下位から 3 個の平均値 X_3 が規格値を満足しなければならないが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、試験個数が 6 個になるように不足の試験個数を取り、下位から 6 個の測定値での平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。

(試験個数が 6～9 個の場合)

締固め度は、測定値の下位から 3 個の平均値 X_3 が規格値を満足しなければならないが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、測定値が下位から 6 個の測定値での平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。

3-8 (工事写真)

受注者は監督員の指示により次の各号について、写真を撮影し、工程順にアルバムに整理の上、監督員に提示し、その都度確認を受けなければならない。なお、工事竣工後は、これ等の写真(大きさは、サービスサイズ程度とする。)及びネガ(電子媒体を含む。)を工事竣工届に添えて提出するものとする。

写真管理については、写真管理基準(案)及び「デジタル写真管理情報基準(案)」〔奈良県土木工事施工管理基準〕によるものとする。

- (1) 現場概況を工事着手前及び工事完了後が比較できるように同一背景により撮影する。
- (2) 撮影は、原則として現場代理人若しくは、主任技術者等が直接撮影すること。
- (3) 深さ、高さ、幅等については、スケール、箱尺等を用いて、その寸法が明確

- に確認できるように撮影すること。
- (4) 各測点毎に撮影すること。(測点を明示すること。)
 - (5) 断片的な撮影だけでなく、出来る限り広範囲の各種工程にわたり撮影すること。
 - (6) 特に重要な構造物については、各方向より数枚撮影すること。
 - (7) 打継ぎ箇所の内継鉄筋挿入状況を撮影すること。
 - (8) 舗装工事写真については、[路床]・[路盤厚]・[舗装厚]は[敷均し寸法]・[転圧中]・[転圧仕上がり]寸法を撮影すること。
 - (9) 床堀写真は基礎工を施工した処[高さ]・[幅]・[深さ]等を明確に認識し得る様に撮影し、次に、[石積工などの場合]は根石を入れ、所定の通り銅込、裏込コンクリート及び栗石等を充填したところを撮影すること。
 - (10) 基礎杭などは寸法を撮影の上、打込施工中並びに打込終了後の状態を撮影すること。
 - (11) 基礎栗石などは敷均及び転圧締め固め後[幅]・[厚]を確認できるように撮影すること。
 - (12) 検査箇所写真は、検査孔の位置及び、破壊寸法を明確に撮影すること。
 - (13) 建設副産物等の指定地処分場までの運搬経路を撮影すること。
 - (14) 竣工写真(全景)を撮影すること。
特に、河川工事は河床等が完成後埋没の恐れがあるため又、水中に没する場合などスケール、箱尺等を用い寸法を明確にすること。
 - (15) 工事写真には黒板を利用して撮影すること。
 - (16) 工事写真アルバムには撮影年月日、又は添付写真の説明を付して整理すること。
 - (17) その他、必要な箇所の工事写真の取り忘れ部分については、受注者の責任においてその都度、検査孔を開けるなどして写真を明確に撮影すること。

3-9 (建設副産物対策)

- (1) 受注者は、建設工事に伴い副次的に得られた建設廃棄物や建設発生土等(以下「建設副産物」という。)の対策について、関係法令を遵守するとともに、以下の要綱、指針に基づき、発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に務

めなければならない。

ア 建設副産物適正処理推進要綱

イ 建設廃棄物処理指針

ウ 奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針

エ 奈良県建設リサイクルガイドライン

(2) 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、自らの責任において適正に処理しなければならない。なお、処理を委託する場合には、以下の事項に留意しなければならない。

ア 運搬と処理について、排出業者（工事受注者）と産業廃棄物収集運搬許可業者との収集運搬委託契約、排出事業者と処分業許可業者との処分委託契約を結ぶこと。

また、その各の委託契約書の写しを提出すること。

イ 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）等で、処理が契約内容に沿って適正に行われたことを確認するとともに、マニフェストの交付状況、廃棄物の搬出数量、運搬日等を整理した集計表を作成すること。

ウ マニフェストは7枚綴りになっており、そのうちの控のA票と返却されるB2票、D票、E票の写しを提出すること。

(3) 受注者は、ガイドラインに定める内容に従い、再生資源の利用及び建設副産物の再資源化や適正処理に係る計画及び当該規模に応じた関係書類を施工計画書に含めて監督員に提出しなければならない。

(4) 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材（コンクリート、アスファルト等）を用いた土木工作物等の解体にあたっては、現場内で分別解体を行わなければならない。また、発生した特定建設資材については、設計図書の定めるところにより、再資源化を行わなければならない。

(5) 受注者は、建設副産物の処理・処分及び土砂・再生砕石・再生加熱アスファルト混合物などの再生資材等の利用を行うときは、設計図書の定めるところにより適正に行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議しなければならない。

(6) 受注者は、建設汚泥等の処理を行う場合は、設計図書の定めるところにより適正に行わなければならない。また、汚泥指針に基づき発生抑制、再使用、再生

利用及び適正処理の確保等に努めるものとする。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議しなければならない。

- (7) 受注者は、当該工事から発生した伐採材、伐根材等について、設計図書の定めるところにより、再資源化及び適正処理に努めなければならない。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議しなければならない。
- (8) 受注者は、建設発生土を仮置場に運搬し仮置きする場合は、流出、崩壊、飛散等が生じないように必要な措置を講じなければならない。
- (9) 本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所(施設)等については、別途特記仕様書に定めるものとする。

3-10 (過積載の防止)

- (1) 受注者は、ダンプカー等による大量の土砂、工所用資材（以下「土砂等」という。）の運搬を伴う工事については、搬送計画、通行道路の選定その他車両の通行に係る安全対策について、関係機関と協議して必要な具体的内容を定め、監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は土砂等の運搬にあたっては、ダンプカー等の過積載防止を厳守するとともに、関係法令の定めに従い、次の事項を厳守しなければならない。
 - ア 積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - イ 法に定める表示番号等の不表示車、積載重量自重計の未設置車、さし枠の装着、荷台の下げ底等の不正改造車等に土砂を積み込まず、また、積み込ませないとともに、工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - ウ 産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。
 - エ 工所用資材等の運搬において、道路等に損傷を来した場合は、受注者の責任において速やかに復旧するものとする。

第4節 安全管理

4-1 (工事中の安全施設)

- (1) 受注者は、土木工事安全施工技術指針及び建設機械施工安全技術指針に基づ

- き、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- (2) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して災害の防止を図らなければならない。
 - (3) 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
 - (4) 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視並びに連絡を行い安全を確保しなければならない。
 - (5) 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
 - (6) 工事中は、地下埋設物の試掘調査を十分に行うと共に、当該埋設物管理者に立会を求めて、その位置を確認し、埋設物に損傷を与えないように注意しなければならない。
 - (7) 埋設物に近接して工事を施工する場合は、あらかじめ当該埋設物管理者と施工中の立会、保安上必要な措置、緊急時の応急処置、及び連絡方法について協議し、これを遵守しなければならない。
 - (8) 降雨時により出水の恐れがあるときは、受注者は昼夜の別なく、必要な人員を現場に待機させると共に、応急措置に対する準備をしておかなければならない。
 - (9) 在来水路の仮締切にあたっては、氾濫をおこさないような構造とし、氾濫の恐れのあるときは、仮締切、型枠等、撤去するなど、事故防止の措置をしなければならない。
 - (10) 工事中等で地下の構造物に出入りして、調査等を行う場合は、埋設物管理者の承認を得た後、滞留する有毒ガス等に対して、十分な事前調査と、対策を講じ、事故の防止を図らなければならない。

4-2 (事故報告書)

受注者は、工事の工事中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、すみやかに工事事故報告書を提出しなければならない。

4-3 (交通安全管理)

- (1) 工事中の交通に関しては、「道路使用許可条件」を遵守し、危険防止柵等を設け、夜間は注意灯を点ずる等、十分な危険防止設備を施さなければならない。
- (2) 工事区域内並びにその周辺に、車両又は歩行者の通行がある場合は、交通誘導員を配備し、交通安全上、十分な措置をとらなければならない。

4-4 (現場内の整理整頓)

工事現場の掘削土砂、工事用機械器具及び材料等は、交通の妨害又は、付近居住者の迷惑とならないよう常に整理整頓しなければならない。

4-5 (工事中看板等の設置)

工事中における道路標識・工事標識・保安柵・注意灯・照明灯・予告看板・迂回路標示看板等については、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)及び工事現場における工事中の標示板の設置についての参考資料等に基づき、適正な設置及び管理を行わねばならない。

第5節 検 査

5-1 (工事完了検査)

- (1) 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、工事完了届を監督員に提出しなければならない。
- (2) 検査員は、監督員及び受注者他の立会の上、工事目的物を対象として契約図面と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、出来栄等

を行う。

イ 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

5-2 (既済部分検査等)

(1) 受注者は、契約書第37条第1項の規定に基づき、部分払の請求を行った場合は、既済部分の検査を受けなければならない。

(2) 受注者は、契約書第37条第1項の規定に基づき、部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を提出し、監督員に提出しなければならない。

(3) 「5-1 (工事完了検査)」の(2)の規定を準用する。

5-3 (施工途中における検査)

受注者は、工事の施工途中でなければその検査が不可能なとき又は著しく困難なときは、それぞれの段階において、直ちに発注者に対し、検査の請求をしなければならない。

5-4 (しゅん工)

受注者は、工事のしゅん工の際には出来形計測を行い、その計測結果に基づいて、しゅん工図を作成し、監督員に提出しなければならない。